

ACCS 広報ブログを利用した情報発信に関するガイドライン

平成 25 年 3 月 27 日 広報委員会承認

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(以下、協会という。)が、協会 Web サイト (<http://www2.accsjp.or.jp/>)に開設する広報ブログ (以下「本ブログ」とする)を通じて情報発信する場合、本ガイドラインに基づいて行います。

1. 対象

本ガイドラインの対象となる本ブログとは以下のものを指します。

名称 : ACCS 広報ブログ URL : <http://www2.accsjp.or.jp/blog/>

2. 目的

本ブログは以下の目的に沿った内容を情報発信します。

- (a) 著作権の普及、啓発
- (b) 協会の認知度向上
- (c) 会員のサービス、製品についての認知
- (d) コンテンツに対する親近感の醸成

3. 投稿された記事に関する留意点

本ブログで情報発信された記事は、原則として広報担当者の個人的な意見・見解を示したものです。協会としての統一された意見、見解を示す場合は記事中または記事末尾に協会名が明示されています。

また、情報発信された記事に起因して発生したいかなる損害について、協会は一切責任を負うものではありません。

4. 投稿を禁止する内容

- (1) 以下に抵触するまたはその虞がある内容の情報は投稿しません。
 - (a) 記事投稿行為および記事内容が著作権法ならびに法令に違反するもの
 - (b) 公序良俗に反する内容
 - (c) 特定の人種・団体や第三者を誹謗、中傷する内容、または不利益を与える内容(警察発表、協会会員からの報告および関連団体からの報告に基づいて協会が行う著作権侵害事件のリリースを除く)
 - (d) 宗教活動、政治活動の促進または阻害を目的とする場合

- (e) 内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
 - (f) 協会の活動理念ならびに活動に反する内容
 - (g) 著作権法の理念を否定する内容
 - (h) 協会の業務を通じて知り得た秘密情報(公開を前提としない捜査情報、著作権侵害に関する情報、協会会員にかかる秘密情報等)ならびに協会が第三者と締結した秘密保持契約に抵触する情報
- (2) 投稿された情報の内容に禁止する内容が含まれていた場合、当該投稿情報を速やかに削除します。

5. 投稿情報の削除

本ブログにおける投稿の内容につき削除の申し入れがあった場合には、当該投稿内容を削除することがあります。

6. 運用の停止

本ブログの運用が困難となった場合、運用を停止することがあります。

7. お問い合わせ先

本ブログの投稿記事等に関するお問い合わせは、以下の連絡先からお願いします。

●一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 広報担当宛

電話：03-5976-5175（平日 9：30～17：30）

FAX：03-59765177

メール：pr_atmark_accsjp.or.jp(スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。メールの件名は本ブログのエントリ名を記載してください。)

以上